

## 学校法人駒澤学園 スタッフ・ディベロップメント推進規程

### (目的)

第1条 この規程は、大学設置基準第42条の3、大学院設置基準第43条及び短期大学設置基準第35条の3の規定及び「学校法人駒澤学園就業規則」前文に基づき、「学校法人駒澤学園就業規則」第2条、第3条及び「学校法人駒澤学園契約職員就業規則」第2条に定める職員に対するスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を推進するために必要な事項を定める。

### (SDの定義)

第2条 この規程においてSDとは、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための活動（ファカルティ・ディベロップメントに関する活動を除く）をいう。

### (運営等)

第3条 駒沢女子大学、駒沢女子短期大学（以下「大学等」という。）に係るSDの運営は、総務部と大学・短大事務部他各部署及び大学等が設置する各種委員会等との連携のもと検討し、必要に応じて部課長会及び大学並びに短期大学執行部会議の議を経て、総務部長が実施する。

2 駒沢学園女子高等学校・駒沢学園女子中学校（以下「高等学校等」という。）及び駒沢女子短期大学付属こまざわ幼稚園（以下「幼稚園」という。）に係るSDの運営は、校長及び園長が、総務部他各部署等との連携のもと、適切に実施する。

3 SDの策定にあたり、専門部会を置くことができる。

### (研修会等)

第4条 SD活動は、職員を、外部の諸機関が主催する研修会等へ派遣・参加させて実施する「外部研修」と大学等、高等学校等及び幼稚園において実施する「内部研修」とに大別し、さらに、内外の研修を次の各号に区分して、職員の派遣、研修内容等を検討する。

- (1) 階層別研修（経験や職位等に応じた段階的な職員育成を目的とした研修）
- (2) 部門別業務研修（部署ごとの専門的知識・技術等を身につけるための研修）
- (3) 全体研修（全職員が参加し、当該知見等を全職員が共有することを目的とする研修）

### (事務)

第5条 この規程に関する事務は、総務部が行う。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則 この規程は、平成29年3月16日に制定し、平成29年4月1日から施行する。